

〇〇〇〇使用許諾契約書（案）

〇〇〇〇株式会社（以下「甲」という。）及び△△△△株式会社（以下「乙」という。）は、甲が保有する〇〇〇〇〇〇について、以下の通り使用許諾契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（定義）

本契約書において使用する次の用語の意味は、以下のとおりとする。

- 1 〇〇〇〇とは、△△△△をいう。
- 2 〇〇〇〇とは、△△△△をいう。
- 3 〇〇〇〇とは、△△△△をいう。

第2条（使用許諾）

甲は、乙に対し、〇〇〇〇〇〇につき、××××××する通常使用権を許諾する。

第3条（ライセンス料）

甲は、乙に対し、第1条に基づく使用許諾の対価として、△△△△△△△△△△△△△△△△を支払う。

第4条（監査）

- 1 乙は、歴年ごとに、本契約に基づき支払われるライセンス料の金額および算定に関する明確かつ正確な会計書類、帳簿及び記録を作成し、関係書類とともに、本契約の有効期間中及び終了後●年間、乙の本店で保管するものとする。
- 2 甲は、甲自らまたは甲の指定する公認会計士等の代理人をして、前項の会計書類、帳簿、記録および関係書類を、乙への事前の通知及びその承認を得て、乙の通常の営業時間内に監査することができ、乙はこれに協力する。

第5条（権利維持）

甲は、本契約の有効期間中、〇〇〇〇を維持しなければならない。

第6条（再使用権許諾の禁止）

乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければ、第三者に対して再使用権を許諾することができない。

第7条（第三者による権利侵害の排除）

- 1 乙は、〇〇〇〇が第三者により侵害された事実を発見したときは、速やかにその旨を甲に報告し、かつその入手した証拠資料を甲に提供する。
- 2 甲及び乙は、〇〇〇〇の侵害者に対する対応策等について協議し、甲が当該侵害者に対して差止請求訴訟の提起等、何らかの対応を行う場合には、乙はそれに協力する。

第8条（秘密保持）

- 1 甲及び乙は、本業務の遂行に際して相手方から開示を受けた一切の情報（文書、口頭又は物品その他の媒体を問わない。以下「秘密情報」という。）について、厳に秘密として保持し、第三者に対して開示又は漏えいしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 相手方の書面による事前の承諾がある場合
 - (2) 本目的のために秘密情報を知る必要がある自己の役員、従業員、自己が委任する弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザー等に秘密情報を開示する場合
 - (3) 法令に基づき、官公庁、裁判所又は捜査機関等から秘密情報の開示を命じられた場合
- 2 甲及び乙は、前項ただし書1号及び2号に基づき、第三者に秘密情報を開示する場合、事前に当該第三者に対し、本契約の内容を十分に説明し、本契約と同等の秘密保持義務を順守させるものとし、かつ、当該第三者の行為について全責任を負う。
- 3 甲及び乙は、第1項ただし書3号に基づき、第三者に秘密情報を開示する場合、相手方に対し、当該命令を受けた旨を、合理的に可能な範囲で、速やかに通知するものとする。

第9条（有効期間）

本契約の契約期間は、本契約締結日から○年間とする。

第10条（解除）

甲及び乙は、相手方が次の各号の事由に一つでも該当したときは、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- 1 本契約の定める条項に違反し、相当期間を定めて催告があつたにもかかわらず、相当期間内に違反が是正されないとき
- 2 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、又は自己の振出しに係る手形もしくは小切手が不渡りとなったとき
- (3) 第三者による差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算の各申立てがあつたとき
- (5) 信用状態が失われ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあるとき
- (6) その他各号に準じる事由が生じたとき

第11条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する者（以下「反社会的勢力」という。）であることが判明した場合には、催告その他の手続を要することなく、本契約を解除することができる。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業
 - (2) 総会屋等

- (3) 社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団
- (4) その他前各号に準ずる者
- 2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力と以下の各号のいずれかに該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
 - (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 3 甲及び乙が本条の規定により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することを要しない。

第12条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し、その損害を賠償しなければならない。

第13条（権利義務の譲渡）

甲及び乙は、あらかじめ相手方の書面による承諾を得なければ、本契約に定める自己の権利または義務を、第三者に譲渡しまたは担保に供することができない。

第14条（協議事項）

本契約に規定のない事項、本契約の解釈その他の事項につき疑義が生じた場合、又は本契約に関する紛争が生じた場合には、甲及び乙は、誠意をもって協議の上、解決するものとする。

第15条（準拠法及び紛争の解決）

本契約は、日本法に準拠するものとする。

第16条（合意管轄）

本契約に関する紛争等について、協議によって解決することができない場合、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印の上、各自1通を保有する。

20〇〇年〇月〇日

甲

乙